

2025年1月24日

各位

会社名 株式会社C a S y
代表者名 代表取締役 CEO 兼 CFO 加茂 雄一
(コード番号 9215 東証グロース)
問合せ先 代表取締役 CEO 兼 CFO 加茂 雄一
(TEL. 050-3183-0299)

監査等委員会設置会社への移行、役員人事及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年2月28日開催予定の第11期定時株主総会での承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。また、これに伴い同日付で、同定時株主総会に付議する取締役候補者について決議いたしました。併せて、同定時株主総会に定款の一部変更に係る議案を付議することも決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するものです。

(2) 移行の時期

2025年2月28日開催予定の第11回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただくことを条件に、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事 (2025年2月28日開催予定の第11期定時株主総会に付議)

(1) 監査等委員である取締役以外の取締役の候補者

氏名	役職名	現役職名
加茂 雄一	代表取締役	同左
池田 裕樹	代表取締役	同左
白坂 ゆき	取締役	同左
加藤 智久	取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	役職名	現役職名
平野 圭二	取締役 (監査等委員)	取締役
中尾 隆一郎	取締役 (監査等委員)	(新任)
大森 (伊田) 愛久美	取締役 (監査等委員)	(新任)

(3) 退任予定監査役

氏名	現役職名
小松原 丈夫	常勤監査役
田岡 恵	監査役
亀甲 智彦	監査役

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

②上記の変更に伴い、条数の整備等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年2月28日(予定)

定款変更の効力発生日 2025年2月28日(予定)

以上

(別紙)

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議</u>によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において</u>定める株式取扱規程による。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>が定める。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>の定める株式取扱規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役、取締役会及び執行役員</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役は、8名以内とする。 （新設）</p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役、取締役会及び執行役員</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は、8名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>3 （現行どおり）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第21条 取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 22 条～第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</u></p> <p><u>3 増員又は補欠として選任された取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条～第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録) <u>第26条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) <u>第27条</u> 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役規程</u>による。</p> <p>(取締役の報酬等) <u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第29条</u> (条文省略)</p> <p>(執行役員) <u>第30条</u> 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。なお、執行役員の選任、身分、職務等の必要事項については、<u>取締役会の定める執行役員規程</u>による。</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数) <u>第31条</u> <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>(取締役会の議事録) <u>第27条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) <u>第28条</u> 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会規程</u>による。</p> <p>(取締役の報酬等) <u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議</u>によって定める。</p> <p><u>第30条</u> (現行どおり)</p> <p>(執行役員) <u>第31条</u> 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。なお、執行役員の選任、身分、職務等の必要事項については、執行役員規程による。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の選任)</u> <u>第 32 条 当会社の監査役は、株主総会において、選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3 当会社は、会社法第 3 2 9 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u> <u>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役的全員の同意があるときは、監査役会は、招集の経緯を経ないで開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 37 条 監査役における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 40 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第33条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> 第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u> 第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第42条（条文省略）</p> <p>第7章 計算</p> <p>第43条～第46条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条（現行どおり）</p> <p>第7章 計算</p> <p>第38条～第41条（現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p>当社は、第11回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>第11回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</u></p>